

グローバル・スタンダードとしての図書館学： 「図書館学は学問ではない学問」か

図書館学教育部会長 高山正也

夏休みも残り少なくなってきて、そろそろ後期の授業の準備や、来年度の授業計画の編成に部会員諸兄姉も考えを巡らし始めておられる頃かと存じます。ようやく新しい司書課程の省令科目に馴染み始めたと思ったら、またまた司書教諭科目の変更に備えなければなくなるなど、教務的な事務処理業務に追われることが続き、なかなか専門の研究に落ちついて取り組むことが出来ない状況が続いているかと思います。いい加減にして欲しいというのが正直な実感ですが、しかしこれもこれ以上問題を先送りすると、日本の図書館学教育、図書館員養成の現状が今以上に悪化してしまうことが予測され、厄介でも面倒でも、今取り組む他はないのでしょうか。要するに、図書館界のみならず、日本の学界や社会が先送りを繰り返してきた“つけ”としての問題の処理の一端をわれわれも担わされているということなのでしょうか？

そんな中で最近、ちょっと気になる、いやな噂を耳にしました。それは「行政当局は“図書館”という語が付いている大学院の新設は認めないらしい。なぜなら図書館学は高度な研究に馴染まないから。」というものです。これは単なる噂ですから、一部の人の流した“デマ”だと信じたいと思います。しかし、一方的にそうとも思えない事態もあるのです。私が知る限り、今年度少なくとも、国立、私立の二大学から、図書館学分野で大学院研究科新設の申請が行政当局になされていますが、そこには意図的か、偶然かは判りませんが、「情報メディア研究科」、「文化情報学研究科」と、「図書館」の文字は抜かれています。かつて、評論家の山本七平氏は「噂や伝説はどこまでが事実かは明らかでない。しかしそれらは、時に事実以上の事実を示すことがある。」と言いました。もし事実とするなら、図書館学に関わるわれわれにとっては黙って見過ごせない問題です。事の性質上、これは私たちの図書館学教育部会よりも、日本図書館学会（こちら日本図書館情報学会と改称しましたが、まだ図書館の語は残っています。）で取り上げてもらうのがよいかと思いますが…。

山本七平氏の先に引用した言葉は、実は氏が1976年の4月に『日本経済新聞』紙上に「実学と虚学」というシリーズの第9回に「虚学は“索引のない本”」と題して発表した一文の冒頭にあるも

のです。氏は太平洋戦争直後にアメリカ軍が東京大学（ママ）に図書館学の講座を設けるように指示したところ、「図書館学など、学問ではない」と拒否されたため、“実学”の本家である慶応がこれを引き受けた、と言う“伝説”を紹介するためにこの文言を添えました。本稿は、この伝説についての歴史的事実を究明する場ではないので、山本氏の意見を以下に若干の引用を加えながら紹介し、われわれの携わる図書館学の本質を考えていただく一助にしたいと思います。

もとより、山本氏は図書館学の専門家ではありません。山本氏が問題にしたのは、当時の日本の学問研究の代表であった、東京帝国大学が何故図書館学を拒絶したのかという点であったのです。すなわち、西欧では図書館学が学問として成り立っている。しかも不可欠な学問であると学問研究に関わる人たちが考えているのに、日本では何故、学問ではない、必要のないものとしてしか捉えられないのか、ということなのです。

山本氏はこの差を「学とは何か」という問題への基本的な態度の違いと捉え、それを実学と虚学の違いという表現で表しています。ここで言う「虚学」とは「偽の学問」という意味ではなく、学問の一つのあり方には違いないが、言うならば「索引のない本と同様の学」と言っています。確かに日本には索引の無い本や不備な本が、西欧の出版物に比べて多く目に付きます。このような事態が起こる原因は何でしょうか。その一因が西欧に起源を持つ現代科学の基本的態度である組織的・系統的研究、すなわち、研究対象の同一事項・同一事案を索引によって、集約的に把握し、それによって分析的に理解し、自己のうちに系統的に知識化しようという態度の欠落にあるとするのです。日本では自然科学を含めて、科学の基本である読書が索引が無くても済んでいるのは、漫然と全体をつかみ、それを抽象化して自己の知識とし、その知識を権威にするという方法が一般化しているのではないのでしょうか。山本氏は聖書の専門家として、このような日本と西欧の差を中世の聖典の研究手法に求めて、西欧の索引的、分析的、系統的研究手法と、日本（東洋を含む）の総体的把握、自己知識化、権威化による知識の属人的な研究方法との違いに求めています。

もちろん科学方法論として、読書や文化の形態として、どちらが良いか、正しいか、価値があるか等とは軽々に判断は出来ません。ただ言えることは、科学研究の場において、現在、そしてこれからもわれわれが予測しうる範囲の将来において、その研究や学習の対象となる多くの分野が西欧に起源を持つ科学に依存するであろうということです。そうであれば、そこでの研究や教育の、グローバル・スタンダードとなる方式は索引的、分析的、系統的研究・学習の方式であって、総体的、自己知識的、権威的な方式ではないということになります。その時に総体的で権威的な、図書館学など学問でないという発想、すなわち、索引と索引的発想のない研究方法をとり続けるということになるとどうということになるのでしょうか。例えば「高齢化問題」や「環境ホルモン」などの目下直面している、しかも学際的な解決を要する問題の処理に、人文・社会・自然の各科学、科学技術や産業経済などの各分野を横断して、迅速に問題解決にあたるには、索引を使って各分野の関連情報を引き出す事が必要不可欠です。さらに、問題解決にあたる全ての人がそれらの情報を共有して、同じ議論の土俵に立つことが求められているのではないのでしょうか。これこそが索引的発想であり、図書館学的発想なのです。

図書館学など学問ではない、索引的発想など不要であるという考えは、日本社会が研究や教育に

において、グローバル・スタンダードからはずれ、情報面で、再び鎖国状態に舞い戻り、インターネットの環境下で、情報は取り込むばかりで発信のないブラック・ホールになることではないでしょうか。そしてこの事は多くの人が判っているはずです。しかし、わが国の現状を見ると、私の偏見かもしれませんが、特に自然科学や応用技術の分野の人にまで、総体的、権威的な人が多く見られるのは残念なことです。自分は情報の権威者だ、研究者だという人にまで、この索引的発想が無く、権威的な態度をとる人が多いのはどういふことなのでしょう。だから、図書館学など学問でないという発想が出てきますし、図書館学に関連する大学院など要らないという発想にもつながります。索引の本質や思想を知らずに情報の研究が出来るのでしょうか。情報の本当の研究をした人が索引的発想を持ち得ていないなどということがあり得るのでしょうか。

新たに出現した複合的な課題の解決にあたり、自らの所属する分野の考えや、自らの知識にこだわり、無駄な議論と騒ぎにエネルギーを費やし、各々が索引無き権威の書を手にして、自己を権威化し、他人を非難・罵倒・中傷することを繰り返すという、中世の「神学者の争い」は避けたいものです。そして、この中世の神学者の争いこそが「虚学」の行き着く先の姿なのではないのでしょうか。

「日本の学問の世界が…」と大げさに考えなくとも、われわれの所属する大学や、学界を虚学から守るのは、まさに図書館学の務めです。その図書館学がその務めを果たせるか否かは、図書館学の教育と研究に携わるわれわれに係っています。「図書館学は学問ではない」とか、「図書館学に高度な研究は要らない」とか言わせないように、頑張ろうではありませんか。

部 会 総 会 の 報 告

日本図書館協会定期総会（1998年5月29日）総会資料
図書館学教育部会（部会長 高山正也）

報 告：小川俊彦、朝比奈大作、森智彦、今ま
ど子、野崎昭雄、田中久文、柳与志夫
（以上事例報告）

1. 1997年度主要活動

(1) 部会総会

1997年5月29日 於 東京芸術劇場会議室

議題：【1】平成8年度事業報告および会計報告

【2】平成9年度事業計画および予算（案）

【3】役員選挙結果の報告と役員の交代

(2) 第83回全国図書館大会（山梨）第12分科会

1997年10月30日 於 ホテルニュー芙蓉・

アメジストホール

テーマ：図書館学の展開と再構築VI

報 告：中野猛、渡邊信一、柴田正美、佐藤博
之、永田治樹、澤井清、岸田和明、大
串夏身

(3) 研究集会

1997年9月12～13日 於 慶應義塾大学

三田校舎北新館

テーマ：新カリキュラムの点検と評価

(4) 「会報」発行

第45～46号の発行、47号の編集作業

2. 部会幹事会（関東系幹事WGを含む）開催状況 および主たる案件

【1】全体幹事会：

第1回 5/29 東京芸術劇場会議室

(1) 図書館学教育部会新執行部体制の確立

第2回 9/13 慶應義塾大学

(1) 幹事会の運営体制に関して

(2) 全国図書館大会の準備

第3回 10/30 甲府市ホテルニュー芙蓉

(1) 全国図書館大会第12分科会の反省

(2) 今後の予定

第4回 3/26 慶應義塾大学

(1) 部会総会の準備

(2) 研究集会の計画

- (3)全国図書館大会担当分科会の計画
- (4)部会報発行の計画と発行遅れの調整
- (5)役員の交代
- (6)次期役員選挙の準備
- (7)図書館年鑑編集委員の決定
- (8)図書館学教育の実態把握調査
- (9)学校図書館と司書教諭問題
- (10)日本図書館協会の「司書の専門性の確立と強化に対するWG(研修WG)」への取り組み
- (11)図書館学教育の向上

【2】関東系幹事WG：

第1回

日時：1997年4月19日(土) 15：00～16：45
場所：慶應義塾大学三田キャンパス研究室棟
商学部会議室

1. 報告事項

- (1)全国図書館大会分科会について
- (2)常務理事会報告

2. 協議事項

- (1)幹事の役割分担について
- (2)平成9年度の予算原案について
- (3)研究集会について
- (4)全国図書館大会について
- (5)平成9年度におけるプロジェクトについて
- (6)図書館年鑑の原稿執筆について

第2回

日時：1997年5月20日(火) 18：30～21：30
場所：慶應義塾大学三田キャンパス研究室棟
商学部会議室

1. 報告事項

- (1)常務理事会報告
- (2)第83回図書館大会第1回運営委員会報告

2. 協議事項

- (1)研究集会について
- (2)全国図書館大会について
- (3)専門資格問題と独自調査・出版について
- (4)部会報の発行について
- (5)平成9年度部会活動予算案作成について
- (6)部会総会について

第3回

日時：1997年6月24日(火) 18：30～21：15
場所：慶應義塾大学三田キャンパス研究室棟
文学部会議室

1. 報告事項

- (1)常務理事会報告
- (2)部会報の原稿について

2. 協議事項

- (1)研究集会について
- (2)全国図書館大会について
- (3)図書館学担当者調査について
- (4)新入部会員の承認
- (5)幹事の役割分担について

第4回

日時：1997年7月30日(水) 15：00～18：00
場所：慶應義塾大学三田キャンパス研究室棟
研究室会議室

1. 報告事項

- (1)常務理事会報告、
- (2)部会報の発行について
- (3)全国図書館大会第2回運営委員会について
- (4)教育部会名簿管理システムについて

2. 協議事項について

- (1)研究集会について
- (2)全国図書館大会について
- (3)『日本の図書館情報学教育』の調査・編集について
- (4)会計引継ぎの件について
- (5)「図書館学教材フォーラム(仮称)」について
- (6)部会への入会について

第5回

日時：1997年11月27日(木) 16：30～21：30
場所：慶應義塾大学三田キャンパス研究室棟
商学部会議室

1. 報告事項

- (1)常務理事会報告
- (2)部会報の発行について

2. 協議事項

- (1)『日本の図書館情報学教育』の調査・編集について
- (2)「図書館学教材フォーラム(仮称)」について
- (3)研究集会の反省および会計報告
- (4)全国図書館大会分科会の反省
- (5)来年度の研究集会および全国図書館大会(秋田)について
- (6)司書教諭養成カリキュラムについて

第6回

日時：1998年2月24日(火) 15:00～18:20

場所：慶應義塾大学三田キャンパス研究室棟

研究室会議室

1. 報告事項

(1) 常務理事会報告

2. 協議事項

(1) 新年度事業計画について

(2) 役員（会計監査）の交代について

(3) 指名幹事の交代について

(4) 日本図書館協会のWG「専門性の確立と強化」について

(5) 会員の拡大について

(6) 来年度実施予定の役員選挙について

(7) 司書教諭問題への対策について

(8) 来年度の研究会について

(9) 来年度の全国図書館大会分科会について

(10) 『日本の図書館情報学教育 2000』発行準備について

3. 1998年度の課題

日本図書館協会が現在「司書職の専門性の高度化」に取り組んでいる現状を受けて、図書館学教育部会の1998年度の事業計画としては、以下の事業を展開する。

(1) 新カリキュラムの下での図書館員養成の方法と課題

(2) 効果的な図書館学教育のための教材の開発と普及

(3) 多様なニーズに応える図書館学教育の展開

(4) 図書館学教育の実態把握

(5) 司書教諭教育の高度化と学校図書館の振興

(6) 司書の専門性の確立と強化のための研修プログラムの開発

(7) 図書館学教育の将来構想の検討

(8) その他

4. 1997年度決算報告

収入の部

(単位：円)

費 目	予 算	決 算
部 会 費	476,000	571,000
事 業 収 入	30,000	199,000
交 付 金	180,000	180,000
協 会 補 助 金	0	100,000
繰 越 金	▲ 16,547	0
合 計	669,453	1,050,000

支出の部

費 目	予 算	決 算
事 務 用 品 費	20,000	10,322
手 数 料	20,000	12,450
会 議 費	40,000	43,445
通 信 費	80,000	105,700
交 通 費	210,000	170,980
人 件 費	30,000	55,800
会 報 等 印 刷 費	150,000	151,464
研 究 集 会 等 費	100,000	78,015
調 査 ・ 編 集 費	60,000	0
選 挙 管 理 費	0	0
雑 費 (前年幹事立替、香典)	0	71,002
繰 越 金	▲ 40,547	* 350,822
合 計	669,453	1,050,000

* 部会報第47号及び全体幹事会1回分経費、概算300,000円の1997年度未執行分金額を含む

5. 1998年度図書館学教育部会予算案

1998年5月29日

収入の部

(単位：円)

費 目	予 算	内 訳
部 会 費	520,000	260名
事 業 収 入	150,000	研究会等
協 会 交 付 金	180,000	
協 会 補 助 金	100,000	
繰 越 金	350,822	1997年度未執行分
合 計	1,300,822	

支出の部

費 目	予 算	内 訳
事 務 用 品 費	20,000	
振 込 手 数 料	20,000	
会 議 費	50,000	
通 信 費	150,000	
交 通 費	250,000	
人 件 費	80,000	
会 報 等 印 刷 費	300,000	1997年度未執行分1回、 1998年度分4回
研 究 集 会 等 費	150,000	
調 査 ・ 編 集 費	200,000	
選 挙 管 理 費	70,000	
雑 費	10,822	
繰 越 金	0	
合 計	1,300,822	

図書館法等改正の動向

—生涯学習審議会「中間まとめ」を中心に—

野末俊比古

図書館法改正を含む関連法令等見直しの動きが進んでいる。最近の動向を整理しておく。

地方分権推進委員会「中間報告」「勧告」

今回の図書館法改正を中心とする動きは、わが国の地方分権・規制緩和という大きな流れのなかでとらえることができる。平成7年7月に発足した地方分権推進委員会（以下、分権委）からは、中間報告（平成8年3月29日）と第一次から第四次にわたる勧告（同年12月20日、平成9年7月8日、同年9月2日、同年10月9日）が出されている（<http://www.sorifu.go.jp/intro/bunken.html>）。図書館に関わる主な部分を挙げておく。

まず、中間報告では、職員の資格規制について、“当該資格規制がなくても事務の遂行に支障がないと思われるものは見直しを図る”とし、館長の司書資格を例に挙げた（第2章 国と地方の新しい関係 VI 必置規制 4 見直しの方向 (2) 職員の資格・職名及び配置基準による職員配置等の義務付け）。また、図書館法（以下、法）について、博物館法や社会教育法とともに、“法制定当時に比べて社会経済情勢、国民の意識、地方公共団体の意欲や取組みが変化していることを考え、法律そのものの存廃についても検討する必要があるのではないか”（第5章 暮らしづくり部会関係 II 暮らしづくり分野における改革の方向 3 改革の方向の提示 (5) 文化等の分野 ① 文化・生涯学習行政の所管組織【留意点】）との意見も述べた。

第一次勧告では、“公立の図書館、博物館、公民館に関する必置規制に係る法律の規定の見直し”について、“他の必置規制の見直しの一環として、引き続き検討する”（第4章 暮らしづくりと地方分権 III 教育・文化 7 公立の図書館、博物館、公民館）とし、続く第二次勧告で、必置規制の見

直し事項として「公立図書館の館長、司書、司書補（図書館法）」の項目を設け、次の3点を勧告した。（第3章 必置規制の見直しと国の地方出先機関のあり方 1 必置規制の見直し 別表3 必置規制の見直しの事項別整理）。(1) “法13条に規定する、国庫補助を受ける場合の館長の司書資格規制については、廃止する。” (2) “省令〔図書館法施行規則（以下、規則）〕に規定する、国庫補助を受ける場合の公立図書館の館長の専任規制は廃止し、本来の業務に支障のない範囲内で他の業務に従事することができるものとする。” (3) “省令〔規則〕に規定する、国庫補助を受ける場合の要件としての人口等に応じた司書及び司書補の配置基準は廃止し、実情を踏まえて配置人数を決定できるようにする。”

なお、第二次勧告では、法25条に定める私立図書館に対する指導、助言について、都道府県の自治事務と判断すべきものと区分した（第1章 国と地方自治体の新しい役割分担 I 従前の機関委任事務の取扱い 3 機関委任事務の整理別表 2 従前の機関委任事務の区分 1-2 自治事務と判断すべきもの）。

生涯学習審議会「中間まとめ」

こうした流れのなかで、平成9年6月、文部大臣より生涯学習審議会（以下、生涯審）に対し、諮問事項「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」が諮問され、これについて付託を受けた社会教育分科審議会は計画部会にて具体的な検討を行った。そして、本年3月、生涯審より「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について（中間まとめ）」が出された（<http://www.monbu.go.jp/singi/syogai/0000215/>）。図書館に関連する主な点を見ておく。

〈1〉 国庫補助を受ける場合の要件の廃止

分権委中間報告の時点から議論となってきた、館長の司書資格要件については、“図書館長は図書館についての高い識見を持つことが求められるのはもとより当然であるものの、司書の資格は有していないが識見、能力から図書館長にふさわしいといえる人材を登用する場合も考えられる”として、法13条3項の規定を“廃止することが適当”としている（第3章 社会教育行政の今後の展開 第1節 地方分権と住民参加の推進 1 地方公共団体の自主的な取組の促進 (1) 地方公共団体に対する法令等に基づく規制の廃止・緩和）。

さらに、法19条の規定による規則第2章において、国庫補助を受けるための最低の基準として“図書館長の専任・有給要件、人口等に応じた図書の増加冊数、司書及び司書補の配置基準、建物の延べ面積基準が規定されている”ことに關しても、“図書館の情報化や他の施設との連携、地域の実情に応じた多様な図書館サービスの推進等が求められていることなどから、法律に基づく一定の基準を設け、それに適合しなければ補助対象とすることができないとする制度は今日必ずしも適当とはいえない”として、“廃止することが適当”としている（第3章 第1節 1 (1)）。分権委が第二次勧告で、館長の司書資格要件とともに挙げた、館長の専任規制、司書及び司書補の配置基準に加え、図書の増加冊数、延べ面積までを含む「最低基準」（規則第2章）全体の廃止を適当としている。

〈2〉 望ましい基準の見直し

〈1〉で見た「最低基準」の廃止との関連で、“同法〔図書館法〕第18条に基づく公立図書館の望ましい基準”に關して、その“取扱いについて検討することが必要である”としている（第3章 第1節 1 (1)）。

〈3〉 司書・司書補資格取得の学歴要件の緩和

司書・司書補の資格取得については、“拡大する方向で、学歴要件などの基礎要件の見直しを行う必要がある”として、司書補については

“大学入学資格検定合格等”、司書については“学位授与機構による学士の学位の取得等”も基礎要件となるように法5条を見直すべきだとしている（第3章 第1節 1 (1)）。

〈4〉 受益者負担の在り方の検討

受益者負担をめぐる問題については、「社会教育施設運営等の弾力化」との位置づけで、“高度情報化時代に応じた多様かつ高度な図書館サービスを行っていくためには、電子情報等へのアクセスに係る経費の適切な負担の在り方の観点から、サービスを受ける者に一定の負担を求めることが必要となる可能性も予想される”として、“地方公共団体の自主的な判断の下、対価不徴収の原則を維持しつつ、一定の場合に受益者の負担を求めることについて、その適否を検討する必要がある”としている（第3章 第1節 1 (2) 社会教育施設の運営等の弾力化）。

〈5〉 図書館協議会委員構成の見直し

法15条で規定されている図書館協議会の委員構成については、“学校の代表者や社会教育関係団体の代表者などが多く、結果として選出範囲が狭く”なっており、“男性に偏る傾向”や、“利用者の代表が委員になるケースは必ずしも多くない”状況を改善するため、“地域の実情に応じ、多様な人材を…登用できるよう…委員の構成規定の見直しを行う必要がある”としている（第3章 第1節 2 社会教育行政における住民参加の推進 (3) 図書館協議会の規定の見直し）。

〈1〉～〈5〉をまとめると表のようになる。なお、中間まとめではこれ以外にも、民間委託の問題などについて、他の社会教育施設と一体化したかたちで言及している。

図書館専門委員会

本年5月、生涯審社会教育分科審議会計画部会の下に図書館専門委員会（以下、専門委）が設けられた。専門委では、中間まとめを受けて、審議がなされている。具体的には、上記〈1〉～〈5〉の事柄のうちでは、〈2〉および〈4〉が

中心的に扱われることとなっている。

現在〈4〉について議論がなされており、結果は秋頃に報告書としてまとめられる。なお、中間まとめでは、「法17条の見直し」には直接触れていない。専門委は、法17条改正の必要性の有無を含め、無料原則に関する基本的な方針や考え方を整理する見通しである。

報告書を取りまとめた後は、〈2〉の検討に移る。中間まとめ全体の方向性や、公民館、博物館との比較からすると、大綱化・弾力化に向かうとも思われるが、具体的検討はこれからである。

なお、〈1〉、〈3〉、〈5〉については、中間まとめの趣旨に従い、法・規則の改正が進められる見込みである。

図書館行政における地方公共団体の判断が拡大していくと、専門職としての図書館員の果たす役割がカギとなると考えられる。図書館学教育においてもこうした状況を視野に入れていかねばならないだろう。

引用部分中の〔 〕内は筆者注
URL最終確認 平成10年7月9日
(幹事：学術情報センター)

編集者・注－日本図書館協会の本件に関する「見解」については、『図書館雑誌』VOL.92/NO.9(1998年9月号)p.749-750, p.808-810および「同誌」VOL.92/NO.7(1998年7月号)p.525, p.580-581を参照してください。

表 「中間まとめ」に挙げられた事柄および関連する法令等と今後の扱い

事 項	関連する法令等	今後の扱い
〈1〉 国庫補助を受ける場合の要件等（館長の司書資格要件、最低基準）の廃止	◎図書館法 第13条 第3項（国庫補助を受ける場合の図書館長の司書資格要件）	廃止
	○図書館法 第19(21)条（国庫補助を受ける場合の最低基準）	廃止
	図書館法施行規則 第2章（国庫補助を受けるための最低基準） ◎第2章 第11条（図書館長の専任・有給要件） ○第2章 第12、15、18条（図書・司書補の増加冊数） ◎第2章 第13、16、19条（司書・司書補の配置基準） ○第2章 第14、17、20条（建物の延べ面積基準）	廃止
〈2〉 望ましい基準の見直し（扱いの検討）	○生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会図書館専門委員会報告「公立図書館の設置及び運営に関する基準について」(注)	見直し (大綱化・弾力化?)
〈3〉 司書・司書補資格取得の学歴要件の緩和	○ 図書館法 第5条 (司書及び司書補の資格取得における学歴要件)	見直し (緩和)
〈4〉 図書館サービスの多様化・高度化と受益者負担の在り方の関係の整理	☆ 図書館法 第17条（入館料等対価の不徴収）	見直しの必要性の有無を含め検討
〈5〉 図書館協議会委員の構成規定の見直し	○ 図書館法 第15条（図書館協議会委員の構成）	見直し (緩和)

- ◎ 地方分権推進委員会勧告事項に関する法令等の改正事項
- 地方分権推進委員会勧告事項以外に関する法令等の改正事項
- ☆ 法令等の改正の必要性の有無を含めて検討する事項

(注) この報告は、文部省生涯学習局長通知（文生学 第182号）として、各都道府県指定都市教育委員会教育長宛に送付されている。

「改正司書教諭講習規程」を読み解く

—大学の課程への適用を中心に—

小田 光宏

1. はじめに

本年5月29日に東京芸術劇場で開催された「図書館学教育部会総会」は、参加者数こそ少なかったものの、これまで本部会としての検討が浅かった「司書教諭課程」に関する白熱した意見交換が行われた。これは、本年3月18日に改正が通知された「学校図書館司書教諭講習規程」(以下、「改正規程」と記す)の解釈を巡ったのものであった。意見交換の結果、「改正規程」に関する議論が不足しており、様々な点で共通理解が欠けていることが明らかになった。また、強い関心が寄せられたのは、「改正規程」に示された新科目の構成や各科目の内容ではなく、大学における新科目の開設手順や開講形態に絞られていた。そこで、今後の検討がさらに進むよう、「改正規程」の手続面での論点を指摘したい。

2. 受講資格

「改正規程」では、司書教諭講習の受講資格を、従来の教育職員免許状を持つ者だけではなく、大学生(2年以上在籍し、62単位以上修得している者)にまで広げている。このこと自体は、大学の司書教諭課程(司書教諭講習科目に相当する科目を開設しているコース)とは無縁のように思われるが、学生にとっては司書教諭資格の発効時期の違いをもたらす可能性がある。

例えば、司書教諭課程を有する大学で、学生Aは大学のその課程を受講し、学生Bは在学中に司書教諭講習を受講して修了したものと仮定する。そして、両者はともに教育職員免許状をその大学で、卒業時に取得できたものとする。今回の「改正規程」では、学生Bについては、卒業時に司書教諭講習修了が認定される。しかし、学生Aの場合は、履修した「相当科目」の

認定を、「卒業後に」司書教諭講習校を通して文部大臣に申請することになる。したがって、従来の方法と同様ならば、学生Bと学生Aでは、修了証書の授与に1年間の差が生じることになる。

なお、「改正規程」の基盤となった、学校図書館の充実等に関する調査研究協力者会議が、本年2月25日に提出した報告書『司書教諭講習等の改善方策について』(以下、『報告書』と記す)では、「相当科目」の認定方法の変更にも触れて、この点の改善を提言している。しかし、「改正規程」の通知においては、これは明確にされていない。

3. 「司書科目読替」の範囲

従来の講習規程では、付則(第3項)に司書講習科目と司書教諭講習科目との対応表が示されており、それに基づく読替措置が可能であった。また、司書教諭講習科目に相当する、大学の司書教諭課程で開設される科目は、付則(第2項)で、相当する科目として文部大臣が認める措置がとられている。一方、「図書館法施行規則」に基づき、大学において「司書」の資格を取得するための科目(以下、「司書課程科目」と記す)は、司書講習科目に相当する科目として、やはり文部大臣の認定を受けることが求められている。こうした前提から、次のような関係が成り立つ。

司書課程科目＝司書講習科目に相当
→司書講習科目＝司書教諭講習科目に読替
∴司書課程科目＝司書教諭講習科目に読替

すなわち、対応表に示された司書講習科目に相当する「司書課程科目」を開設すると、ほぼ

自動的に司書教諭講習科目として認定され、大学としては、司書教諭講習科目に相当する科目を開設しているものとなっていたのである。

「改正規程」では、本則の第3条2項に移してはいるが、この原理はほぼ踏襲されている。しかし、従来明示されていたような対応表がないことから、どのような科目が読替の範囲にできるのかは明確にされていない。『報告書』では、「最も関連の深い司書科目」として、司書科目の「資料組織概説」と「図書館資料論」の2科目と、司書教諭講習科目の「学校図書館メディアの構成」との読替表が用意されている。今回の「改正規程」が、『報告書』に基づいていることを考えれば、これが一応の目安とはなろう。しかし、いずれにしても、「事務に遺漏なきよう、当局と相談」する必要があることは避けられない。

4. カリキュラムの適用時期

これについては、問題点が二つある。一つは、新旧カリキュラムの関係である。先年行われた司書の場合とは異なり、大学の新カリキュラムの適用は、新入生から行えばよいという声をしばしば耳にする。すなわち、カリキュラム変更時にすでに在学している学生には、「改正規程」を適用する必要はないということである。ただし、同じ時期に新旧二つのカリキュラムを運用し、しかも、その科目間の対応に配慮しなければならないとは指摘されている。しかし、この点について「改正規程」の通知では、施行日を基準にした講習に関する措置のみ記されている。

もう一つは、大学として「カリキュラム改訂」をいつ準備すればよいかという点である。「改正規程」の通知で示されている経過措置では、新旧科目の対応表が別紙として示されている。この期間は、平成15年3月31日（平成14年度）までとなっている。したがって、上述の一つ目の問題が解決されるならば、平成14年度までは、旧カリキュラムでもよいことになりそうである。4年制大学では、平成15年度に卒業するのは、一般に平成12年度入学生であるから、「カリキュ

ラム改訂」は平成11年度中、すなわち、1年の余裕があると目論める。

しかし、ここで、上記「2 受講資格」で指摘した、相当科目認定の時期との関係が重要になる。すなわち、従来の方法と同じならば、大学を平成14年度に卒業した者の科目認定と修了証書授与は、平成15年度の講習と同一時期になるのである。それゆえ、この点の改善がないならば、新カリキュラム適用は、平成12年度入学生ではなく、平成11年度入学生からということになり、その準備はそろそろということにもなりかねないのである。

付 記

拙文は、「改正規程」とその通知、ならびに『報告書』を読み進めながらの論点を6月末段階で記したものであり、おそらく、多くの部会員が抱く疑問に触れていると思われる。部会員の中には、幹事以上に多くの情報をお持ちの方がいると推察する。また、事務上の手続きにおいて「遺漏なきよう」、文部省の担当者と相談された方もいよう。その方々には、個別の大学の事情に差し支えない範囲で、広く情報をお寄せいただければ幸いと考えます。

（幹事：青山学院大学）

英国図書館を見学した。荘重な趣きではないが、自然光を巧みに採り入れた明るい閲覧室はなかなかのもの。OPACで出納の手続きができ、自分が座る機の番号を入力しておけば、書庫から出されると機のランプがつく仕組みである。高級なオーク材と本皮製の椅子は座り心地が良い。だが、木製の扉の重いこと、筆者は体当たり(?)して押し開けたが、車椅子の人や病弱な人にとっては大変そう。ロビーの鎖つき図書風の椅子も洒落ている。中央のガラス張りの「知識の塔」；キングズ・ライブラリーも見事というほかない。賛美ついでに誰でも無料で見学できるギャラリーのことも触れておかねば。稀観書の展示のほか、端末で写本の頁を繰ったり図を拡大したり、解説も聞けるので大人気。(Y)

〈新刊紹介〉

21世紀の情報専門職をめざして

渡部 満彦

倉橋さんらによって下記のような図書が刊行された。

21世紀の情報専門職をめざして：カナダとアメリカ合衆国における図書館情報学教育と情報環境／倉橋英逸〔ほか〕共著，－吹田：関西大学出版部，1998.4.－6，296p；21cm.－ISBN4-87354-255-3：¥2800

著者は倉橋さん（関西大学）のほかに、大城善盛（同志社大学）、小松泰信（京都精華大学）、山本貴子（大谷大学短期大学部）さんである。

本書は第1部と第2部から構成されているが、その副題が示すように第1部は「カナダにおける図書館情報学教育と情報環境」、第2部が「アメリカ合衆国における図書館情報学教育と情報環境」となっている。事例分析の対象となった大学はカナダがマギル大学、トロント大学の2校、アメリカ合衆国はミシガン大学、イリノイ大学、ピッツバーグ大学、ラトガース大学、シュラキウス大学、ドレクセル大学の6校である。

本書成立の背景となったのは、平成5～6年度科学研究費補助金（総合研究(A)）「情報処理技術の展開に基づいた図書館情報教育学の高度化についての研究」、平成8～9年度科学研究費補助金（国際学術研究）「海外における情報技術を導入した図書館情報学教育の展開状況についての調査研究」である。これにより、倉橋さんらはカナダ、アメリカ合衆国、イギリス、韓国、中国、シンガポールを調査している。イギリスにおける訪問校はロンドン市大学、ラフバラ大学、シェフィールド大学の3校となっているが、韓国、中国、シンガポールに関しては訪問先の記載がない。

訪問先の選定については、カナダの上記2大学が、博士課程まである伝統ある大学であり、1960年以前まではこの2つの大学が図書館専門

職の実質的な養成機関であったこと。アメリカ合衆国に関しては図書館情報学部の評価がトップテンに入っており、さらに情報技術の導入に成功していることを基準にしたと「はじめに」(p.i-ii)でその理由が説明されている。調査方法は図書館情報学部を訪問し、施設の視察、面談、資料収集を柱としたが、情報の不足は各大学のWWW情報で補足している。なお、ドレクセル大学は日程の関係から送付資料とWWWから補遺事例として追加された。

調査項目は、①国家情報政策と図書館情報学との関係、②大学計算センターの情報資源とそのサービス、③大学図書館の情報資源とそのサービス、④図書館情報学部の情報資源、⑤図書館情報学部のカリキュラムと教育体制、⑥情報技術教育の内容と方法、6項目であった。

「あとがき」(p288-289)を倉橋さんは次のように書き出している。《本書をまとめた段階での我々の率直な感想は、情報化時代の中でカナダおよびアメリカ合衆国の大学全体、計算機センター、大学図書館、および図書館情報学教育は激動の中にあるということである》。本書を通読して紹介者が受けた第一印象も、大学教育は彼我の違いを問わず激動の時の中で試行錯誤を強いられているというものであった。本書は4人による共著にもかかわらず文体の相違を意識することなく通読することができるのは、ほぼ調査項目に沿って各大学の現状が記述されているという構成上の点よりも多分この激動の衝撃が原因と思われる。

本書は「はしがき」から「あとがき」まで章を追って順に読んでいくのが望ましいのだが、多忙な方は自分に馴染みの大学から、それがない方はイリノイ大学あたりから読まれるのがいいだろう。あるいは各「大学の概要」を先ず通読し、これはと思う大学1校を徹底的に分析するといった読み方も得るものがあると思われる。特に、教育内容（カリキュラム）と教育体制は我々に多くのものを示唆してくれる。

ウィリアム・A・カッツの『レファレンスワーク序説』は7版（1997）と版を重ねているが、

第1章は「情報ハイウエーにおけるレファレンス図書館員」、第2章「電子図書館」となっている。6版(1992)の第1章は「レファレンスプロセス」、第2章「コンピュータとレファレンスサービス」となっており、5年間の図書館を取り巻く情報環境の変貌を章の標題を見ただけでも窺い知ることができる。それは章の標題に見られるばかりでなく、索引にも色濃く反映されている。つまり、第6版では登場しなかった“インターネット”という用語が第7版では索引語として採用され、同書のいたるところで“インターネット”が言及されている。

日本でインターネットの商用サービスが始まったのが1993年、アメリカでもニド・クロルの『まるとインターネット：ユーザーズガイドとカタログ』が登場したのが1993年だから、カッツの著書はアメリカにおけるネットワーク情報環境とレファレンスサービス変化を語る歴史書でもある。そして、このような激変の具体的な裏付けを示してくれるのが本書『21世紀の情報専門職をめざして』である。

倉橋さんたちが試みた北米の8大学の事例分析を透かしてみると、「図書館法施行規則」の

一部改正も極めて不満足という印象を禁じ得ない。ただ、調査の対象となった8大学は北米における“リーディング・ファカルティ”である。従って、我が国中小規模の図書館情報学課程にとって8大学はあまりにもかけ離れた存在のように思える。しかし、たとえそうであっても冷徹に現実を見つめる複眼を失うことなく、マインドとして“21世紀の情報専門職”を常に視野に入れておくべきであろう。何故ならこれからの図書館は倉庫産業(warehouse of print materials)からデジタル化された(online, CD-ROM)分散情報ネットワークとしての情報産業(electronic library)に徐々にシフトしていくことは避けられない事実である。その意味でも図書館情報学教育に携わるものにとって本書は読み落とすことのできない成書であると紹介者は確信する。さらに言えば、図書館情報学教育に携わる人たちがばかりでなく、大学経営に参画し学内のLII: Local Information Infrastructureをどう構築したらいいか苦悩している学長、理事といった方々にも本書は大いに参考となるであろう。(幹事: 東横学園短期大学)

会員消息

新入会員

石井 紀子	実践女子短期大学
岩澤まり子	図書館情報大学
岡田 純也	京都女子大学
金中 利和	日本大学
木谷 光江	
小玉理英子	尚絅大学
斎藤憲一郎	日本女子大学、和光大学
谷本 達哉	羽衣学園短期大学
長澤 多代	図書館情報大学 大学院生
福田 博同	跡見学園女子大学
藤井 収	武庫川女子大学
安光 裕子	山口県立大学
吉川有智子	京都女子大学 短期大学部
逸村 裕	愛知淑徳大学
緒方 道子	福岡女子短期大学

須賀 千絵	昭和女子大学 短期大学部
土田 節子	いわき明星大学
福田 求	獨協大学
松本 勝久	相模女子大学
村上 淳子	常葉学園大学

退会

天満隆之輔	菅 郷子
黒田 邦敏	

※会員消息に関して、お気づきの点がありましたら、ご面倒ですが下記の担当幹事までご一報いただければ幸いです。

〒182-8525

白百合女子大学
司書課程 宮部頼子

電話:
FAX:
E-mail:

〈研究団体紹介〉

近畿地区図書館学科協議会

近畿大学司書課程 田窪 直規

近畿地区では、年に一度、図書館学担当教員が集って協議会を開催し、図書館学教育をめぐる様々な問題を取りあげてまいりました。

今年は、以下の要領で協議会を開催しますので、教育部会会員各位に御案内致します。

記

1. 日 時

1998年10月2日(金)

受 付 9:45～11:00

協議会 11:00～16:30

懇親会 16:45～18:00

なお、10:00～10:50まで、稀観書見学会を予定しております。

2. 会 場

近畿大学図書館(予定)

・会場(近畿大学)までの経路

近鉄大阪線長瀬駅下車(各停のみ停車)、
徒歩約15分

長瀬駅:近鉄鶴橋駅より約10分

近鉄難波駅より約15分～20分

(近鉄鶴橋駅で大阪線に乗換え)

3. 会 費

参 加 費 2,000円

懇親会費 5,000円

(数千円程度の二次会も予定しております)

4. 申込先、問合せ

〒557-8502 東大阪市小若江3-4-1

近畿大学 短期大学部

TEL:06-721-2332

FAX:06-728-7546

鈴木志元(メール:tnsuzuki@cced.kindai.ac.jp)

田窪直規(メール:tntakubo@cced.kindai.ac.jp)

申込締切:9月2日

(締切日が過ぎましたが、ご参加希望の方は至急ご連絡願います。編集子)

5. 今年のテーマ

司書課程・司書教諭課程と学校図書館

6. プログラム

9:45～11:00 受付

(10:00～10:50 稀観書見学会)

11:00～11:15 開会挨拶

11:15～12:00 会務報告・ニュース提供

12:00～13:00 昼食

13:00～13:40 発表1

論題:変わりゆく学校図書館(仮題)

講師:北村幸子氏(羽曳野市立高鷺南小学校
司書、学校図書館を考える会・近畿事務局長)

13:40～14:20 発表2

論題:司書教諭課程の改訂について(仮題)

講師:阪田蓉子氏(梅花女子大学教授、日本
図書館協会図書館学教育部会幹事)

14:20～15:00 発表3

論題:司書課程・司書教諭課程をめぐる諸問
題:学校図書館専門職の養成を中心に
(仮題)

講師:塩見昇氏(大阪教育大学教授)

15:00～15:20 休憩

15:20～16:30 パネル・ディスカッション
タイトル:司書課程・司書教諭課程と学校図
書館

コーディネーター:渡辺信一氏(同志社大学教
授、前日本図書館協会図書館学教
育部会長)

パネリスト:上記講師3名

15:20～15:40 コーディネーター発言・パ
ネリスト補足説明(各5分)

15:40～16:30 フロアを交えたディスカ
ッション

16:30～16:35 閉会挨拶

16:45～18:00 懇親会

18:45～ 二次会(なんばor上六)

研究集会雑感

去る7月25、26の両日、1998年度の図書館学教育部会（以下、教育部会）研究集会が慶應義塾大学三田キャンパスで開催された。今回の総合テーマは「図書館員養成の方法と課題」であった。第1日目は、“司書教諭をめぐる課題”が取り上げられたのであるが、このことは时期的にもタイミングがよく、種々の事情でこれまで司書教諭の養成問題が取り上げられていなかったこともあって、内容は斬新で、これまでにない多くの参加者があった。

まず、部会長の開会あいさつのあと、ゲストの3人より報告があり、(1) 文部省「調査研究協力者会議」について、全国SLA専務理事の笠原良郎氏から、(2) 司書教諭養成の現状と問題について、文部省初等中等教育局小学校課課長補佐の中澤貴生氏から、(3) 司書教諭養成課程について考える、と題してJLA学校図書館部会長の本間すみ氏から、それぞれ詳細な報告がなされた。とりわけ、中澤氏配布の『学校図書館の現状と関連施策について』（平成10年7月刊）は、最近の情報がきわめて多く掲載された資料であった。ただその中で、協力者会議による「司書教諭講習等の改善方策について」（報告）の概要が資料のp.126～128に掲載されているが、報告の4ページ目にあたる重要な部分が掲載されていない、という指摘が後日、筆者の方に寄せられた。それによると当初、入手した協力者会議の報告では、p.4に掲載されていたスケジュールには「相当科目開設大学の移行猶予期間」として、平成10年4月～平成15年4月が掲載されていた。そのことは平成15年4月までは、新カリキュラムへの移行が認められることを意味するのではないか。本年3月の突然の省令改正であり、司書教諭の資格取得に資する相当科目5科目10単位をすべて開講しようとするならば、〈前年度に司書科目の新カリキュラムへの移行があったばかりであり、司書教諭科目のための新カリキュラムへの移行には〉学

内調整や担当教員確保のための時間的余裕が必要である；また良心的に実施に移す場合、今回の“改善方策”はそれなりの意味はあるものの、現場での負担は決して少なくないとのことであった。

3人目の学校図書館部会長の発表は、その内容があらかじめ主催者側の教育部会から注文があったのだろうか、独創的なカリキュラム案は参考とする点が決して少なくはなかった。ただ、教育部会員の図書館現場での経歴は、公共図書館や大学図書館などの出身者が圧倒的に多く、学校図書館の経歴を持つ大学教員は、国立国会図書館出身の教員よりもさらに少数派なのである。したがって学校図書館法の一部改正の結果、学校司書の人たちが蒙る恐れのある状況への不安や現状への不満はほとんど理解されていない；改正案の附帯決議「現に勤務するいわゆる学校司書がその職を失う結果にならないよう配慮する」ことへの認識は十分とは言えず、へたをするとその決議が空文化する恐れがある重大さにあまり気づいていないのだ。たとえ、半時間程度の持ち時間とはいえ（あるいは、カリキュラム案発表の終わり頃でも）養成現場の全参加者に対し、現場の声を代表して学校司書の現状と今後の問題点を大いに訴えるべきではなかったのか。

第2日目のテーマは、「図書館学教材フォーラム」で、PART1では“印刷教材の活用”と題して新カリキュラムにもとづく教科書出版の各担当者から発表がなされた。三者三様の発表内容で興味はあったが、いずれも教育部会がこれまで主張してきた視点が欠落していたように思われる。それはすでに新カリキュラムが既定の事実となった現時点ではやむをえないという見方もあろうが、次のことを想起してもらいたい。2年前の8月、文部省が図書館法施行規則一部改正の省令を公示するに至るまでには、審議がどのような経緯を経てきたか。1990年2月、当時の社会教育審議会社会教育施設分科会図書

館に関するワーキンググループによる検討会が、どのような案を出してきたか。われわれ教育部会がそれにどのように対応し、いわゆる“柴田案”（のちに“日図協案”）でどのように対抗してきたか。同案のもつ基本的な考えは、何であったか。流れは“規制緩和”ないしは“弾力化”そして館長の司書資格要件の撤廃、図書館法17条問題へと進行してきている。われわれは、印刷教材のもつ表面的な問題だけに終始してはならない。

同フォーラムのPART 2では、“視聴覚、CD-ROM教材の活用”もきわめて斬新な発表で、参考となる点が多かった。ただ、発言が利用教育用ビデオに関連した内容に集中した感がある。このたびJLAより利用教育委員会編『図書館利用教育ガイドライン』が刊行された。それとのかかわりで、そしてまた、CD-ROM教材／ソフトウェア教材に関連して今後、さらに活発な論議がなされることを期待したい。

ある若手の非常勤の先生は、地方に住んでいるせいか、教授上の相談に乗ってくれる人がいないという。その人がJLAの会員であり、かつ教育部会員であるとして、そのような悩みを抱くことに理解しかねる参加者が少なかった。

しかし一昔前の研究集会と比較すると、お互いに口角泡を飛ばして議論する場面がなくなった代わりに連帯感も薄れてきた感がある。時代の流れかも知れないが…。

最後に、事務局長 酒川玲子氏の総括があった。総括というより、檄を飛ばされたという印象であった。養成現場から蔭の声あり、「“檄”も結構だが、卒業生がひとりでも多く図書館現場で採用してくれるよう、JLAの方で最善を尽くしてもらいたい。そうすれば自ずと養成側は元気が出る」と。しかし、われわれJLA／教育部会員は、次のことを銘記すべきではなからうか：“Ask not what JLA can do for you, but ask what you can do for JLA.” (W)

図書館学教育部会 総会議事録

日 時：1998年 5月29日(金)

場 所：東京芸術劇場第1小会議室

出席者：10名 委任状39通 計49名

(部会員総数268名)

総会成立の確認後、議長に平川千宏氏を選出し、議事に入った。

I. 報告事項

1. 会勢報告

宮部頼子幹事より、部会員数について報告があり、昨年度に部会員名簿の整備を進めた旨の説明があった。

高山正也部会長より、部会長指名幹事の交代および新任の報告がなされた。岸田和明氏が本務上の都合により野末俊比古氏（学術情報センター）と交代し、また、空席であった残り1名の部会長指名幹事について逸村裕氏（愛知淑徳大学）を指名する旨説明がなされた。

高山正也部会長より、前島重方氏の逝去に伴う会計監査の交代が報告された。前回選挙で次点の前園主計氏（青山学院女子短期大学）が繰り上げられることが、前回選挙の選挙管理委員長平野英俊氏から報告されたとの説明がなされた。

2. 1997年度事業報告

高山正也部会長より、総会資料に基づいて、部会総会、全国図書館大会（山梨）第12分科会、研究集会、会報発行などの事業報告がなされた。

3. 1997年度決算報告および会計監査報告

宮部頼子幹事より、総会資料に基づいて報告された。宮内美智子、前園主計会計監査より、決算が適正に行われているとの監査を受けたことも報告された。

以上の報告について、いずれも異議なく了承された。

II. 審議事項

1. 1998年度事業計画案

高山正也部会長より、以下の1998年度事業計画案が提出され、審議の結果、異議なく了承された。

ア. 新カリキュラム下での図書館員養成の方法と課題

イ. 効果的な図書館学教育のための教材の開発と普及

- ウ. 多様なニーズに応える図書館学教育の展開
- エ. 図書館学教育の実態把握
- オ. 司書教諭教育の高度化と学校図書館の振興
- カ. 司書の専門性の確立と強化のための研修プログラムの開発
- キ. 図書館学教育の将来構想の検討
- ク. その他

また特に、本年7月に研究集会を開催し（7月25～26日、於：慶應義塾大学三田キャンパス）、そこで、上記のイ.とオ.について取り上げ、さらに、10月の全国図書館大会（秋田）第12分科会ではウ.について議論することが報告され、了承された。

2. 1998年度予算案

宮部頼子幹事より、図書館学教育部会 1998年度予算案（前出－省略）が提出・説明され、審議の結果、異議なく了承された。

監査報告

1997年度の監査の結果、事務処理、帳簿記入が正確に行われていたことを報告します。

1998年4月4日

監事 宮内美智子 ㊤

監事 前園 主計 ㊤

Ⅲ. その他

司書教諭課程についての文部省令の解釈などに関して情報交換および意見交換がなされた。特に経過措置期間における処置や科目読み替えの解釈に関して、いくつかの異なる情報が流布している点について、部会総会出席者の間で様々な意見が交わされた。この問題に関しては、7月開催の研究集会で取り組みたいとの説明が高山正也部会長よりなされた。

幹事会議事録（抄）

図書館学教育部会 幹事会

第1回 WG議事抄録

日時：1998年4月28日(火) 18:00～21:00

場所：慶應義塾大学三田キャンパス

新研究棟会議室

出席者：小田、高山、野末、宮部、渡部、岸田
（昨年度幹事）

1. 前回議事録の承認

1998年3月26日(火)に開催された前年度第4回全体幹事会の議事録に関して、原案を昨年度全幹事宛てに郵便または電子メールで配布したところ、特に異議が出されなかった旨が岸田幹事（昨年度幹事）より報告された。

2. 報告事項

高山部会長より、4月10日に開催された日本図書館協会定例常務理事会の報告があった。

3. 協議事項

3-1 今年度部会総会について

今年の部会総会（5月29日(金) 10:00～、池袋・東京芸術劇場）の進行・役割分担・総会資料（予算案）について協議し、以下のとおりとなった。

(1) 進行

- 0. 総会成立の確認・議長の選出・議事録作成者と署名人の決定

1. 議題(1) 報告事項

- ・会勢報告（担当：宮部幹事）
- ・平成9年度活動報告（担当：高山部会長）
- ・平成9年度会計および監査結果報告（担当：宮部幹事）

2. 議題(2) 審議事項

- ・平成10年度事業計画案審議（担当：高山部会長）
- ・平成10年度予算案審議（担当：宮部幹事）

3. 議題(3) 意見交換、その他

(2) 役割分担

受付：（加藤幹事と小田幹事を候補とする）
資料作成・配布：野末幹事（＋岸田前幹事）
記録：野末幹事（＋岸田前幹事）

(3) 総会資料・予算案について

高山部会長より、部会総会資料について説明が

あり、そのまま了承された。また、宮部幹事より総会での予算案（および決算案）の原案が提出され、協議の結果了承された。研究集会の参加費の決定（3-2節参照）に伴う若干の修正を施した後、そのまま総会資料とすることとなった。

3-2 研究集会について

研究集会について討議され、以下のように決まった。今後は、報告者への依頼作業を進めていくことになった。

(1) 概要

テーマ：図書館員養成の方法と課題

日時：平成10年7月25日(土)～26日(日)

会場：慶應義塾大学三田キャンパス

新研究棟会議室

参加費：部会員2,000円、協会員（非部会員）
3,000円、非協会員4,000円

申込先：岸田前幹事

申込締切：7月18日(土)

展示：教材制作者（出版社）の展示ブース

開設（ブース使用料30,000円）

(2) プログラム

第1日 司書教諭をめぐる課題

13:00～13:30 受付

13:30～13:50 開会のあいさつ（基調講話）

…部会長

13:50～14:20 報告(1):文部省「調査研究協力者会議」

…委員

14:20～14:50 報告(2):司書教諭養成教育の課題

…部会員

14:50～15:20 報告(3):司書教諭養成の現状と問題

…学校図書館部会

15:20～15:40 休憩

15:40～16:40 質疑応答

16:40～17:00 第1日終了あいさつ

…JLA事務局長

第2日 図書館学教材フォーラム

9:30～9:40 第2日開始のあいさつ

…担当幹事

PART1 印刷教材の活用

9:40～10:00 報告(1):図書館学教材(1)

…関係者

10:00～10:20 報告(2):図書館学教材(2)

…関係者

10:20～10:40 報告(3):図書館学教材(3)

…関係者

10:40～11:00 報告(4):図書館学教材(4)

…関係者

11:00～11:15 休憩

11:15～12:00 質疑応答

12:00～13:30 昼食

PART2 視聴覚、CD-ROM教材の活用

13:30～13:40 報告(1):視聴覚、CD-ROM教材の意義

…担当幹事

13:40～14:00 報告(2):視聴覚教材

…関係者

14:00～14:20 報告(3):情報検索演習用CD-ROM教材

…関係者

14:20～14:40 報告(4):資料組織演習用CD-ROM教材

…関係者

14:40～15:30 質疑応答

15:30～15:40 総括（研究集会終了のあいさつ）

…部会長

15:40～16:30 （ブース見学時間）

3-3 全国図書館大会第12分科会について

岸田前幹事より、全国図書館大会についての『図書館雑誌』6月号掲載の記事（開催要項）の原稿を事務局宛てに提出したことが報告され、さらに、今後の原稿提出スケジュールについて説明があった。

また、報告者の候補者がそれぞれ決められ、小田幹事・岸田前幹事を中心に打診することとなった。

3-4 その他の審議事項

(1) 『日本の図書館情報学教育』の基礎調査と速報版の発行について

作成のための委員会を早急に組織するために、渡部幹事が引き続き、委員長候補者に就任を打診していくことになった。

(2) 図書館学教育の将来展望と図書館政策への反映

この件に関して高山部会長より、幹事会内にWGを組織し、図書館学教育部会として積極的に取り組む必要性が提起された。この問題に関しては、今後、継続して検討していくこととなった。

(3) 日本図書館協会の「専門性の確立と強化を目指す研修事業検討ワーキンググループ」について

「大学・専門図書館班」のミーティングに出席した高山部会長・宮部幹事より、WGの進行状況について説明があった。また、「公共・学校図書館班」のミーティングに出席した小田幹事よりWGの進行状況について説明があった。

(4) 学校図書館法と司書教諭問題について

この件に関して議論がなされ、今後も引き続きこの件に関する研究を進めていくこととなった。

図書館学教育部会 幹事会（全体）

第1回 議事抄録

日 時：1998年5月29日（金）11：30～13：00

場 所：東京芸術劇場

出席者：小田、加藤、阪田、高山、野末、宮部、
渡部、岸田（98年度研究集会事務局）

欠席者：逸村、馬場

1. 前回議事録の承認

1998年4月28日に開かれた第1回幹事会WGの議事録が承認された。

2. 協議事項

2-1 会報の発行について

加藤幹事より部会報の発行計画が提示され、48～51号までのおおよそのテーマが了承された。

2-2 研究集会について

岸田前幹事（98年度研究集会事務局）より、研究集会の準備状況が報告され、今後の作業の役割分担が確認された。主な作業は以下の通り。

- (1) 司書教諭養成に関する講演者の依頼
（担当：高山部会長）
- (2) 「図書館学教材フォーラム」における講演・展示ブース出展依頼
（担当：渡部幹事）
- (3) 確定した講演者への事務的な連絡
（担当：岸田前幹事）
- (4) 『図書館雑誌』等への広報掲載
（担当：岸田前幹事）
- (5) 展示ブース出展のための準備・調査
（担当：渡部幹事）
- (6) 資料集のための原稿依頼、資料集作成
（担当：岸田前幹事・野末幹事）
- (7) 参加者の取りまとめ・参加者名簿の作成
（担当：岸田前幹事）
- (8) 研究集会に関する会計処理（担当：宮部幹事）

また、部会費納入用振込用紙を会員向けに郵送する際に、研究集会開催案内を同封することになり、その文書を岸田前幹事が作成し、宮部幹事に送ることになった。

2-3 全国図書館大会第12分科会について

岸田前幹事より、全国図書館大会（秋田大会）第12分科会の準備状況が報告され、合わせて、適当な時期に、小田幹事に担当を引継ぐことが了承された。

また、幹事の当日の作業分担についても協議され、以下のように決まった。

司会：（午前）加藤幹事、宮部幹事

（午後）逸村幹事、渡部幹事

記録：小田幹事、阪田幹事

全体会での分科会報告：高山部会長

2-4 『日本の図書館情報学教育』について

渡部幹事より、『日本の図書館情報学教育』調査・作成のための委員会の委員長就任について、横浜市立大学の朝比奈大作氏から快諾を得たとの報告があり、了承された。

2-5 司書の専門性について

阪田幹事より、幹事会が今度取り組む課題である「司書の専門性」に関する資料が提出され、これに関して、幹事の間で活発な意見交換がなされた。この問題については、引き続き、阪田幹事を中心として、幹事会で取り組んでいくことが確認された。

—— あとがき ——

○ボジョレ・ヌーボーも間近い季節。今夏は猛暑ではなかったようだが、出来はどうだろう。新しい皮袋に新しい葡萄酒をつめるように、司書や司書教諭の新カリキュラムの各科目に、旧態依然とした対応ではなく、新しい内容を注ぐことができているのだろうか。とはいうもののこちらは葡萄酒ではないのだから、古いものをすべて捨てさるのではなく、伝統を受け継ぐことも忘れてはならないのだが。(Y)

○「部会報」も第48号となり、本年度第1号をお届けいたします。「いつも遅いじゃないか」とお叱りをいただくことを十分承知の上、弁解がましいことを申し上げますことをお許しください。とにかく、現幹事諸氏、「超」多忙（用）のご仁（無名の編集子も末席に）ばかり。この間隙をぬって編集・校正は新幹線通勤の車中でも一したものです。さらに、ご多忙の部会員の方々からもご協力をいただきました。

内容をご覧のとおり、今日的課題が中心になっております。ぜひご熟読ください。（編集総括 加藤）
編集室 〒456-0035 名古屋市熱田区白鳥2-6-18-306
（加藤方）

印刷 カナザワ印刷 〒526-0847 長浜市山階町406